

甲府市ジュエリーカタログ制作業務委託に係る 優先交渉権者の選考方法について

この基準は、甲府市ジュエリーカタログ制作業務委託受託事業者選考審査委員会が、優先交渉権者を選定するための評価基準について示すものである。

1 優先交渉権者の選考方法及び選定について

(1) 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、企画提案書やプレゼンテーションの内容を踏まえ、「提案書記載項目等一覧」に基づく審査委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし採点した委員の平均得点が60点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者とししないものとする。

【選定順】

- ア 「提案記載項目等一覧」の審査項目により各委員が審査を行い、各委員の合計得点の平均を審査結果として、最高得点者を優先交渉権者とする。
- イ アが複数ある場合は、最高得点者とした委員の数が多い者を優先交渉権者とする。
- ウ イが複数ある場合は、提案価格の低い者を優先交渉権者とする。
- エ ウが複数ある場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価点について

(1) 技術点の採点方法

企画提案書の評価にあたっては、提案記載項目等一覧の記載項目ごとに、配点、評価基準を設定し評価を行う。採点については、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価段階	配点			
	5点の場合	10点の場合	15点の場合	20点の場合
A 特に優れている	5	10	15	20
B 優れている	4	8	12	16
C 標準的	3	6	9	12
D やや劣っている	2	4	6	8
E 劣っている	1	2	3	4
F 記述なし	0	0	0	0

(2) 価格点の採点方法

提案上限額を基に、次の計算式により見積額（税込）の評価点を算出するものとする。
点数が10点以上となる場合は、一律10点とする。

$$\text{価格点} = \frac{6,239,000\text{円} - \text{見積額}}{623,900\text{円}} \times 10\text{点}$$

(小数点第1位を四捨五入)